



木祖村へ転入された皆様

## 「木祖村定住促進奨励金」のご案内

### 🏠 概要

定住人口の維持及びI・J・Uターンの推進のため、定住する意思をもって木祖村に転入された方に対し、木祖村定住促進奨励金交付要綱に基づき奨励金を交付します。

### 🏠 対象者

次の（１）または（２）のいずれかに該当する方が対象です。

（１）定住<sup>※1</sup>のために令和3年3月1日以後に村内に転入<sup>※2</sup>した方

（２）婚姻届提出日の前後1年間に村から転出後、村内に新築住宅を取得して所有権登記を行い、令和2年3月1日以後に村内に転入した方

※1 10年以上居住する意思があり、村の住民基本台帳に記載された上で生活基盤が村内にあること。

※2 転入直前の5年間以上、村の住民基本台帳に記載されていないこと。

### 🏠 交付条件

奨励金の交付にあたっては、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- ・奨励金の交付申請時において定住していること。
- ・全部転入による転入をしていること。（同一世帯の全員が転入していること。）
- ・木祖村UJターン就業・創業移住支援事業補助金の支給対象外であること。  
※以下の都府県から移住した方のうち、県マッチングサイトから就業した方または県創業支援金の交付決定を受けた方を対象とした補助金です。  
【埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府】
- ・世帯全員に村税等の滞納がないこと。
- ・自治会等の地域の活動に積極的に参加すること。

### 🏠 交付額

以下の11項目のうち該当するものについて、記載の金額を交付します。

- ① 村内業者により新築した住宅を取得した場合 ⇒ **15万円**
- ② 村外業者により新築した住宅を取得した場合 ⇒ **10万円**
- ③ 中古住宅を取得した場合 ⇒ **10万円**
- ④ 村営住宅に入居した場合 ⇒ **賃料1か月分**
- ⑤ 村営住宅以外の住宅を賃貸契約して居住した場合 ⇒ **5万円**
- ⑥ 村内での自営、就業（テレワーク含む）または村内企業に転職した方  
（15歳未満の子どもを除く） ⇒ **1人につき3万円**
- ⑦ ⑥に該当しない方（15歳未満の子どもを除く） ⇒ **1人につき1万円**
- ⑧ 同一世帯に住む15歳未満（転入日時点）の子ども ⇒ **1人につき2万円**
- ⑨ 転入した夫婦の年齢合計が80歳以下の場合 ⇒ **3万円**
- ⑩ 世帯員全員が県外からの移住者の場合（単身世帯は除く） ⇒ **3万円**
- ⑪ 世帯員のどなたかが消防団に新規入団した場合 ⇒ **5千円**



## ◎交付額の例

夫婦ともに30歳で、5歳の子どもが1名いる3人家族が、夫婦ともに村外の企業への転職を機に、家族全員で県外から村内へ移住し中古住宅を取得。夫が消防団に加入。

⑨ 3万円

⑧ 2万円×1名

⑦ 1万円×2名

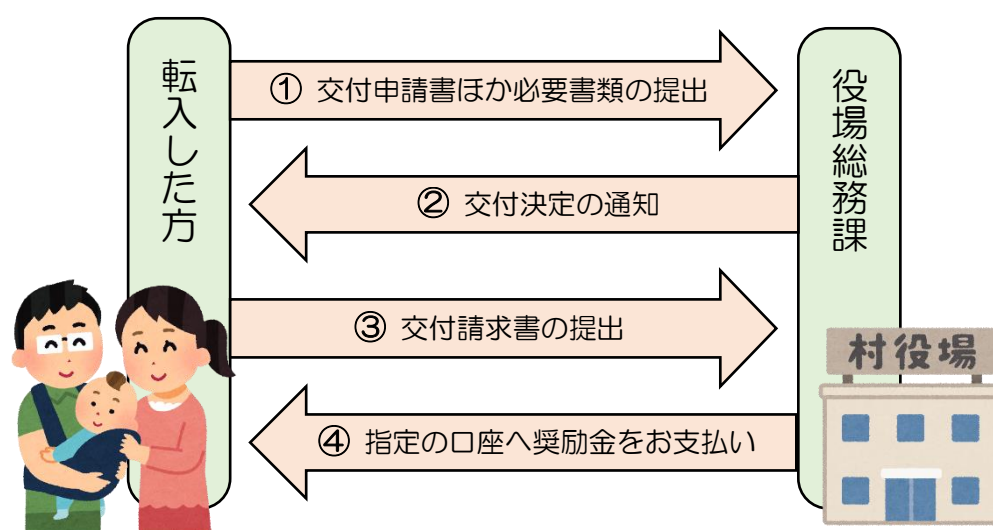
⑩ 3万円

③ 10万円

⑪ 5千円

⇒ ③ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ = 合計 20万5千円を交付

## 🏠 申請の流れ



## 🏠 注意事項

以下のいずれかに該当した場合、奨励金の取り消し及び返還の対象となる場合がありますので、よく確認の上、申請してください。

- ・奨励金の交付申請に虚偽があった場合。
- ・奨励金の交付を受けてから10年以内に、相当な理由なく村外に転出した場合。
- ・奨励金の交付を受けてから10年以内に、相当な理由なく村税のほか使用料及び負担金等、村が個人から徴収するべきものに滞納が生じた場合。

## 🏠 お問い合わせ先

木祖村役場総務課 企画財政係

〒399-6201

木曽郡木祖村大字藪原 1191 番地の1

電話：0264-36-2001

ファックス：0264-36-3344

E-mail：iju-akiya@kisomura.com